

福祉医療費助成制度に係る事務処理誤りについて

2021(令和3)年度に資格喪失していた受給者(1人)に、事務処理誤りにより福祉医療費受給者証を交付し続けていたことが判明しました。

1 経過

- (1) 2023(令和5)年12月13日、該当者の身体障害者手帳の等級が変更(重度化)したことから手帳の手続きのため来庁されました。この変更に伴い、福祉医療費助成制度の要件に該当となることから、受給者証の交付手続きを進めようとしたところ、交付済となっていることが判明しました。
- (2) 確認したところ、該当者は、2021(令和3)年4月1日に身体障害者手帳の等級変更(軽度化)があったことから、同年4月に来庁し、福祉医療費助成制度の資格喪失届を提出されておりました。その時点で、当制度の要件に該当しないこととなりましたが、資格喪失処理ができていなかったことが分かりました。
- (3) さらに、受給者証の更新時(2021(令和3)~2023(令和5)年の各年7月1日)においても、受給者証を交付し続けておりました。

2 原因

- (1) 2021(令和3)年4月に資格喪失届を提出された時点で、システムへの資格喪失の入力、及び受給者証の有効期限の訂正ができていませんでした。さらに、事後の処理完了チェックが行えていませんでした。
- (2) 年に1回の受給者証の更新時に、障害関係の資格要件のチェックを怠っていました。

3 今後の対応

(1) 該当者

謝罪を行ったうえで、該当期間中に公費負担となっていた福祉医療費の支払いを求めます。

返還を求める額

・2021(令和3)年度分	121,107円
・2022(令和4)年度分	188,604円
・ <u>2023(令和5)年度分</u>	<u>227,702円</u>
計	537,413円

(2) 再発防止

- 申請書受付時の事務処理を一連の流れで行えるよう系統化するとともに、入力を実施した記録を、複数の職員が確認するよう徹底します。
- 毎年7月の受給者証更新時には、資格要件のうち障害等級等の確認もあわせて行います。
- 身体障害者手帳等の等級変更情報と、福祉医療費受給者情報の整合性を確認できる体制を整えます。

〈問合せ〉

豊岡市役所日高振興局市民福祉課 担当：川端
TEL 21-9053(内線5452)